

～～新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出抑制等により、  
売上が減少した市内飲食店を応援します～～

## 公募期間

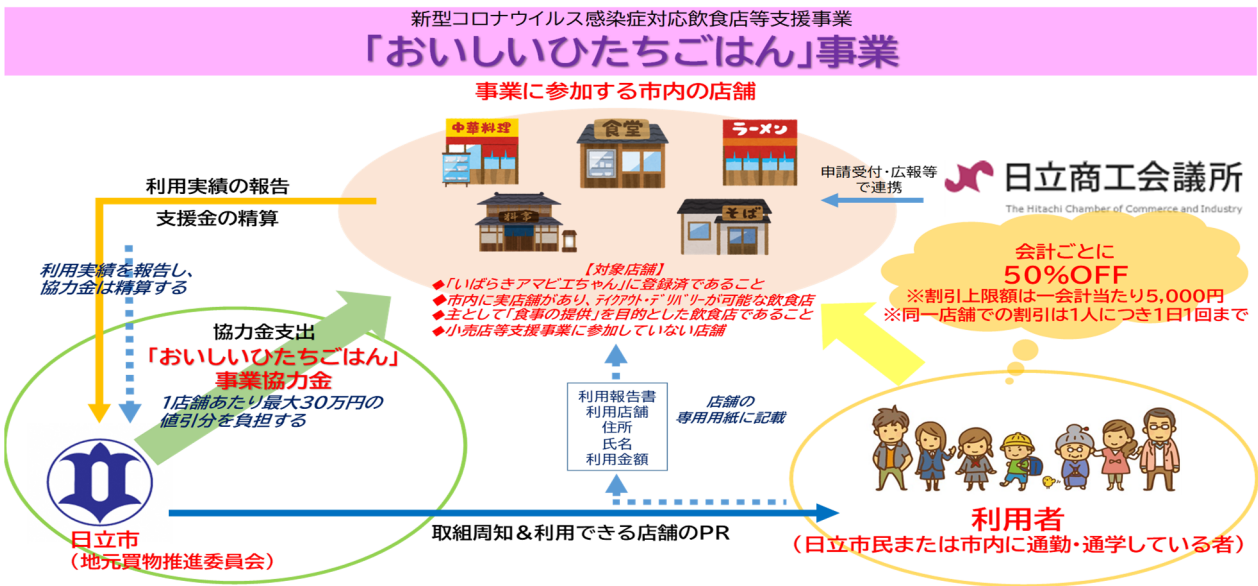
**令和 3 年 6 月 11 日(金)必着**

### 事業概要

事業名称	おいしいひたちごはん事業
事業内容	1. 市内飲食店のうち、事業参加店舗に対し 30 万円を上限に協力金をお支払いします。 2. 参加店舗は商品を 5 割引で利用者に提供し、割引分は協力金を充当します。 3. 市内の対象者に参加店舗限定「応援チケット」を配付し、現金と同様に使用していただきます。(後日換金)
割引実施期間	令和3年 8 月 1 日(日)～9 月 30 日(木) ※ 上限に到達した事業者ごとに終了となります。
割引購入対象者	市民または市内に通勤・通学する者 ※ 購入時、利用票に購入者住所または勤務・通学先住所等を記入していただきます。
割引率	50% ※ 一会計当たりの割引上限額は 5,000 円となります。 ※ 同一店舗での割引は 1 人につき 1 日 1 回までとなります。
割引販売利用状況の確認	1. 会計の際、利用者に利用報告として利用票を記入してもらいます。 ※ 利用報告が無い場合、協力金の対象外となりますのでご注意ください。 2. 利用票は店舗で保管し、実績報告書、実績一覧表と一緒に事務局へ提出します。 3. 半額キャンペーンは応援チケットとの併用が可能です。 4. 上限に到達し割引キャンペーンが終了しても、令和4年1月31日までチケットの受取りをお願いします。 5. 応援チケットは「18 歳以下の子どもがいる子育て世帯」に配付します。 6. 応援チケットは後日換金となります。一定程度集まった段階で、裏書(店判押印)したチケットのご提出をお願いします。

申請概要

【事業イメージ】



協力金名称 おいしいひたちごはん事業協力金

対象事業者

- 次の要件を満たす事業者
1. 「いばらきアマビエちゃん」に登録済であること
  2. 市内に実店舗があり、テイクアウト・デリバリーいずれか(又は両方)が実施可能な飲食店
  3. 主として「食事の提供」を目的とした飲食店であること
  4. 小売店等支援事業に参加していない事業者
  5. 暴力団関係者でないこと
- ※「いばらきアマビエちゃん」未登録の場合は、必ず登録していただくことになります。
- ※テイクアウト・デリバリーのみで飲食物の販売を実施する事業者は、小売店等支援事業で対象とするための、本事業では対象外とする。
- ※Go To Eat キャンペーンの参加要件(食事券利用対象店舗)に準ずる。
- (対象外店舗の例)接待を伴う飲食店など
- ※緊急事態宣言など(県独自含む)が発令された場合、その期間中は割引対象をテイクアウト商品等に限定する。
- 注意事項
- ※ 事業者単位(確定申告等)の参加となります。
  - ※ 複数店舗(支店や別の屋号・名称等)を営んでいる場合でも、補助上限額は30万円/事業者となります。
  - ※ 申請後、事務局での審査があります。
- 【対象とならない事業者(店舗)】 ※不明な場合はお問い合わせください。
- コンビニ・スーパー・ファーストフード店・他から仕入れた飲食物のみ販売する事業者等
  - 「小売店等支援事業」利用促進事業に参加した小売店(菓子店等)
  - 卸売業者(業者間取引)

協力金上限額	<p>1事業者当たり30万円</p> <p>※ 割引に対する協力金は、初めに20万円をお振込み(前払い)し、残りの10万円は精算払い(後払い)となります。残金が生じた場合は返還となり、返還の際の振込手数料は事業者様負担となります。</p> <p>※ 割引キャンペーンの利用実績が30万円を越えた時点で、「実績報告書兼最終請求書」、「協力金利用実績一覧」及びお客様に記入していただいた「利用票」を事務局に提出してください。</p> <p>※ 協力金上限額は30万円までのため、超過した場合は事業者様負担となりますのでご注意ください(上限額未滿で終了して頂いても構いません)。また、事業期限の9月30日より前に上限に達した場合は、ホームページにて割引キャンペーン終了と表示するため、速やかに事務局へ連絡してください。</p>
--------	--

### 申請に必要な書類

- ① 参加申請書兼請求書(2店舗目以降は別紙も添付)
  - ② 誓約書
  - ③ 飲食店業に係る許可等が確認できる書類(許可証の写し等)
  - ④ いばらきアマビエちゃん「感染防止対策宣誓書」
  - ⑤ 振込先口座が確認できる書類(通帳の見開き等)
  - ⑥ HPに掲載する写真データ(店舗外観またはおすすめ商品等)
- ※新規参加店舗、または昨年度参加店舗で写真に変更がある場合

**【注意事項】**

(伊) (Il)

- ・ 写真データは [shoko1@city.hitachi.lg.jp](mailto:shoko1@city.hitachi.lg.jp) にメールで送ってください。
- ・ システムの都合、写真データの要領は8MBまででお願いします。
- ・ スペースの都合、1店舗当たり1枚までとなります。

### 申請に関する注意事項

- 1 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 2 事務局職員が補助対象要件の確認のための実態調査(書面・口頭・事業所等立入検査等)を実施する場合があります。
- 3 値引き分に対する、市からの協力金(総額・上限 30 万円)は、段階的に概算でお渡ししますが、事業期間終了後、協力金の上限まで到達しなかった場合には、お渡し済協力金の残金は返還していただきます。
- 4 申請期間内(令和3年6月11日(金)必着)にお申し込みください。

### お問い合わせ及び申請書提出先

日立市地元買物推進委員会事務局(日立市役所商工振興課内 担当:田所、石貝)  
〒317-8601 日立市助川町1-1-1  
電話: 050-5528-5159 FAX: 0294-24-1713  
Eメール: [shoko1@city.hitachi.lg.jp](mailto:shoko1@city.hitachi.lg.jp)

